

刑事実戦塾実施要領について(例規)

〔平成6年7月11日〕
兵警刑企例規第20号

刑事実戦塾実施要領についてを下記のように定め、平成6年8月1日から実施する。
記

1 趣旨

この要領は、現実には発生した重要事件の捜査により得られた教訓、捜査手法等を事後の捜査活動にいかすため、当該事件終了後に同種の事件捜査を担当する捜査員等に、その教訓、捜査手法等を擬似的に体験させるための研修(以下「刑事実戦塾」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 対象事件

刑事実戦塾の対象とする事件(以下「対象事件」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 重要特異な殺人事件
- (2) 身の代金目的誘拐、企業恐喝、人質立てこもり、大規模事件事故等の特殊犯事件
- (3) 贈収賄、企業犯罪等の重要知能犯事件
- (4) 重要特異な窃盗犯事件
- (5) 国際的職業犯罪グループによる犯罪等重要な国際犯罪に係る事件
- (6) 重要特異な暴力団犯罪に係る事件
- (7) 高度な鑑識技能を必要とした事件
- (8) その他重要特異な事件

3 研修責任者等

刑事実戦塾の効果的な運用を図るため、警察本部に次のとおり研修責任者等を置く。

- (1) 研修責任者
研修責任者には、刑事部長をもって充て、刑事実戦塾の主催に当たるものとする。
- (2) 実施責任者
実施責任者には、刑事部の各所属長(刑事部長及び刑事部参事官兼生活安全部参事官兼警備部参事官を除く。)をもって充て、刑事実戦塾の実施に当たるものとする。
- (3) 実施担当者
実施担当者には、現に研修を実施する事件(以下「研修事件」という。)に該当する事件捜査を行った者で、実施責任者が指定した警部又は警部補をもって充て、刑事実戦塾の講師を行うものとする。

4 研修講習者

- (1) 実施責任者は、関係所属長と協議した上で、刑事実戦塾ごとに研修受講者を指定するものとする。

- (2) 研修受講者は、刑事専務員で研修事件と同種の事件捜査(鑑識活動を含む。以下同じ。)を担当している者又は将来担当することが予想されている者のうちから指定するものとする。

5 刑事実戦塾の開催

実施責任者は、対象事件に係る事件捜査が行われ、刑事実戦塾を実施する必要があると認めるときは、当該事件の実施担当者と協議した上、研修責任者の承認を得て刑事実戦塾を実施するものとする。

6 実施要領

(1) 実施時期及び期間

刑事実戦塾は、研修事件が解決して間がない時期に実施するものとし、期間は1日以内とする。

(2) 実施場所

刑事実戦塾は、原則として事件発生警察署又は警察本部において実施するものとする。

(3) 実施方法

刑事実戦塾は、研修事件及び捜査の概要について説明し、研修事件により得られた教訓、捜査手法等について、討議及び検討、現場観察等により、真に研修受講者が疑似体験できる内容とする。

7 結果報告

実施責任者は、研修終了後に刑事実戦塾実施結果報告書(様式)を刑事部刑事企画課(以下「刑事企画課」という。)を通じて研修責任者に報告するものとする。

8 その他

- (1) 刑事実戦塾に関する事務は、刑事企画課において行うものとする。
- (2) 実施責任者は、刑事実戦塾の実施結果の記録化及び資料化を図るものとする。